

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第69号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、複数」を「複数」に、「、周辺住民」を「周辺住民」に、「とする」を「又は当該支障が周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする」に改め、同条第2号中「汚物」の次に「の不適切な処理又は放置」を加え、同条第4号中「又ははえ、のみその他の害虫」を「、はえ、蚊、のみその他の生物であって人の健康又は生活環境を害するおそれのあるもの」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式（表）末尾欄外備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（裏）中

「 3 知事は、動物の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4、5（略）
（報告徴収及び立入調査等）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項に規定する者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに係るのある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。

を

「 3 知事は、動物（法第10条第1項に規定する動物を除く。）の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5、6（略）
（報告徴収及び立入調査等）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項の規則で定める事態を生じさせている者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに係るのある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させ

目 次

ページ

規 則

○北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（自然環境課） 49

○食品衛生法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....（食品衛生課） 50

訓 令

○食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令.....（食品衛生課） 50

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課） 51

○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課） 51

○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） 51

○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課） 51

○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課） 51

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 52

○道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課） 52

○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 52

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 52

道病院事業管理規程

○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程..... 53

○北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程..... 53

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 54

道方面公安委員会告示

○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 54

規

則

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

ることができる。 に改める。 附 則 この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第5号様式（表）末尾欄外備考の改正規定は、公布の日から施行する。 食品衛生法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 令和2年5月29日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第70号 食品衛生法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 （食品衛生法施行細則の一部改正） 第1条 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「第5条」を「第4条」に、「又は第4条に掲げる」を「に定める」に改める。 第17条の3第1項を削り、同条第2項中「食品衛生責任者を」を「食品衛生責任者（規則別表第17第1号イの食品衛生責任者をいう。以下この条において同じ。）を」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とする。 第17条の4を削る。 第18条第4項中「条例別表第1の14の項第10号のふぐの処理に関する責任者（以下「ふぐ処理責任者」という）」を「ふぐ処理責任者（規則別表第17第1号への規定によりふぐの種類の見分けに関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者をいう。以下同じ）」に改める。 第23条の3を削る。 第24条の3第1項第7号中「第17条の3第2項」を「第17条の3第1項」に改め、同項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とする。 第26条を次のように改める。 第26条 令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間に限り、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の届出に関する事務は、保健所長に委任する。 別表2の事項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。 別記様式第9号の2中「第17条の3第2項」を「第17条の3第1項」に改め、同様式末尾欄外備考中「食品衛生法施行細則第17条の3第1項各号」を「食品衛生法施行規則別表第17第1号ロ(1)から(3)まで」に改める。 別記様式第13号の5及び別記様式第13号の6を削る。	（北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正） 第2条 北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。 別表第1 食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の項を削る。 別表第2 食品衛生法施行条例の項を削る。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。 （経過措置） 2 食品衛生法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和2年北海道条例第32号）附則第2項の規定の適用がある場合においては、第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）及び第2条の規定による改正前の北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定は、なおその効力を有する。 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記様式第9号の2の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、第1条の規定による改正後の食品衛生法施行細則別記様式第9号の2の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 <table><tr><th data-bbox="1148 850 1783 927">訓</th><th data-bbox="1783 850 2132 927">令</th></tr><tr><td data-bbox="1148 927 1783 1418"> 北海道訓令第11号 保健福祉部 保健所 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年5月29日 北海道知事 鈴木直道 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令 食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。 第7条中「第4条」を「第3条」に改める。 第9条中「第17条の3第2項」を「第17条の3第1項」に改める。 附 則 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。 </td><td data-bbox="1783 927 2132 1418"></td></tr><tr><th data-bbox="1148 1418 1783 1495">告</th><th data-bbox="1783 1418 2132 1495">示</th></tr></table>	訓	令	北海道訓令第11号 保健福祉部 保健所 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年5月29日 北海道知事 鈴木直道 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令 食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。 第7条中「第4条」を「第3条」に改める。 第9条中「第17条の3第2項」を「第17条の3第1項」に改める。 附 則 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。		告	示
訓	令						
北海道訓令第11号 保健福祉部 保健所 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年5月29日 北海道知事 鈴木直道 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令 食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。 第7条中「第4条」を「第3条」に改める。 第9条中「第17条の3第2項」を「第17条の3第1項」に改める。 附 則 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。							
告	示						

北海道告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、訓子府土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道						
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所		
就任	令和2.5.11	監事	厚志	常呂郡訓子府町字西富217番地1		
同	同	同	太田陸	同訓子府町字弥生150番地4		
退任	同2.5.10	同	鳥山博司	同訓子府町字福野112番地3		
同	同	同	所厚志	同訓子府町字西富217番地1		

北海道告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道		
認可年月日	土地改良区名	
令和2.5.18	美深土地改良区	
同	しろがね土地改良区	
同2.5.20	新篠津土地改良区	
同	当別土地改良区	
同2.5.21	帯広市土地改良区	

北海道告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（西川西地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年6月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、「当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道						
事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日			
留萌市	エラウシナイ1	災害復旧〔農業用施設〕	平成31.1.18			
小平町	桑園	同	同31.3.20			
同	住吉2	同	令和元.10.18			
同	富里1	同	同元.11.13			
同	富里2	同	同元.12.2			
同	住吉1	同	同元.12.6			
同	大楸1	同	令和2.3.5			
苫前町	小川	災害復旧〔農地〕	平成31.2.28			
同	東三川	同	同			
同	三溪	同	同			
南もい土地改良区	寧楽1	災害復旧〔農業用施設〕	同30.7.18			
同	寧楽3	同	同			
同	藤山1	同	同			
同	大楸3	災害復旧〔農地〕	同31.3.11			
同	寧楽2	災害復旧〔農業用施設〕	同31.3.20			
同	平和	同	同			
同	富里3	災害復旧〔農地〕	同			
同	大楸4	同	同			
同	大楸5	同	同			
同	豊岡	同	令和元.5.15			
オロロン土地改良区	上築	災害復旧〔農業用施設〕	平成31.3.15			

北海道告示第375号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道			
地区名	事業の種類	完了年月日	
天塩夕映	区画整理	平成30.7.10	

小川第1

農業用排水施設

古丹別

同

令和元. 7.16

同 2. 3.27

北海道告示第376号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所

茅部郡鹿部町字大岩110の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類

道道

2 路線名

元村恵山線

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
函館市恵山町48番地先から 同市恵山町1番2地先まで	前	4.66mから 13.63mまで	737.82m	――
	後	4.66mから	737.82m	――

北海道告示第378号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年5月29日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

毘砂別（0－28－28）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

石狩市浜益区毘砂別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

送毛(1)（0－29－29）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

石狩市浜益区送毛（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

群別（0－73－439）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

石狩市浜益区群別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

別狩（〈2〉－0－(1)）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

石狩市厚田区別狩、厚田（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和2年5月29日 北海道知事 鈴木直道	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 石狩春別1（Ⅲ－0－171－171） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市八幡町シラトカリ、厚田区望来（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 石狩春別2（Ⅲ－0－172－172） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市八幡町シラトカリ、厚田区望来（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 碎石場の沢川（Ⅱ－03－0630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区毘砂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桜町沢川（Ⅰ－21－0320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 亀田郡七飯町字桜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	道 病 院 事 業 管 理 規 程 北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年5月29日 北海道病院事業管理者 鈴木信寛 北海道病院事業管理規程第7号 北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。 第4条（見出しを含む。）中「昇級」を「昇給」に改める。 第5条中「昇給等の基準の適用については、」を「昇給等の基準は、道職員給与条例の適用を受ける者であって」に、「第2条第10号中「人事委員会が別に定める」とあるのは「管理者が別に定める」とする。」を「第2条第10号に規定する大学卒程度であるものの例による。」に改める。 附 則 この規程は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年5月29日 北海道病院事業管理者 鈴木信寛 北海道病院事業管理規程第8号 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成29年北海道病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「職員の勤務時間等については」の次に「、次条に定めるもののほか」を加える。 第2条の次に次の1条を加える。 （特別休暇）

第3条 特別休暇は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年北海道人事委員会規則13－42）第11条の適用を受ける者の例による。この場合において、同条第19号中「7月から9月まで」とあるのは、「6月から10月まで」とする。 附 則 この規程は、令和2年6月1日から施行する。	北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借 一式（1月1台当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 14台及び1月当たり 140,200枚 2 落札を決定した日 令和2年3月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社曾我 (2) 住 所 帯広市西15条南28丁目1番地8 4 落札金額 (1) 基本料金 0円 (2) 複写料金 1.05円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年2月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁オホーツク教育局告示第30号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和2年5月29日 北海道教育庁オホーツク教育局長 伊 賀 治 康 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 168台分 2 随意契約の相手方を決定した日 令和2年3月24日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京センチュリー株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 4 随意契約に係る契約金額 60,346円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁十勝教育局告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年5月29日	道 方 面 公 安 委 員 会 告 示 北海道北見方面公安委員会告示第22号 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年5月29日 北海道北見方面公安委員会委員長 小 山 志 郎 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項中「4 駐車監視員資格者証の押印」 を「 4 駐車監視員資格者証の押印 5 滞納処分執行者証票の押印」に改める。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。
